

Hitachi アカデミックシステム研究会会則

[第1章 総則]

第1条 (名称)

本会は「Hitachi アカデミックシステム研究会」（通称「HAS 研」）と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は株式会社日立製作所公共システム営業統括本部内に置く。

[第2章 目的および事業]

第3条 (目的)

本会は株式会社日立製作所が提供する情報システム及びソリューションを学術研究教育の分野において利用している者が中心となり管理・運営する研究会であり、会員の協力とボランティア精神を活動の旨とする。

2. 本会では情報システムの理論・技術・利用に関するさまざまな調査研究を行い、以って会員相互の研鑽と、技術・情報の交流促進に寄与することを主な目的とする。

また第4条(1)に記す事業に関し、会員のみならず学術機関に関係する者に広く参加を募ることで、新たな人脈の形成と、更なる交流の促進に寄与すべく活動を図っていくものとする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次に記す事業を行う。

- (1) 研究会、その他各種会合の開催
- (2) Web サイトの運営による情報の公開と共有
- (3) その他、会の目的に必要な事項

[第3章 会員]

第5条 (会員の資格)

学術研究教育に関心を持つ者であり、事務局に対し会員となる旨の意思を示した者。

2. 会員は第5章14条に記す総会に参加し、議事に対する決議を行う。

第6条 (入会)

本会の会員になろうとする者は、所定の申し込み用紙もしくは電子メールにて事務局に対しその旨を申し出るものとする。

事務局はその内容を幹事会にて報告し、承認を得るものとする。

第7条 (退会)

会員が本会を退会するときは退会希望の旨を事務局に届け出るものとする。

第8条 (個人情報)

会員および過去に研究会へ参加した者の個人情報については、事務局が責任をもって管理するものとし、研究会・その他各種会合の案内以外への利用は一切行わないものとする。

2. 会員は本人の個人情報に関し開示の要求・修正がある場合は事務局まで連絡するものとする。

[第4章 役員]

第9条 (役員の種類)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 企画幹事 若干名

第10条（役員を選出）

役員は幹事会において候補者を選出し総会において決定するものとする。

第11条（役員の任期）

役員は任期は2年とする。

2. 役員は再任することができる。

但し、会長・副会長については最大で2期までとする。

また、任期満了までに後任者の候補者の選出および総会における決定が行われない場合、現職者は後任者が決定されるまでの間、その職務を継続できるものとする。

3. 補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

第12条（役員職務）

会長は本会を代表し会務を統括するとともに、総会および幹事会の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長がその職務を全うするに困難な状況の場合は副会長がその職務を代行する。
3. 企画幹事は企画委員会を開催し、研究会・その他各種会合の内容についての企画を行う。その後企画内容についての承認を会長・副会長より得るものとする。

[第5章 会議]

第13条（会議の種類）

会議は、総会・幹事会・企画委員会とする。

第14条（総会）

総会は、年1回開催する定期総会および会長が必要と認めた時に開催する臨時総会とし、会則の変更・事業計画および事業報告のほか、必要な事項について審議する。

2. 総会は会長がこれを招集する。
3. 総会の議事は総会に出席した会員の過半数をもって決する。
4. 総会は、会長が必要と認めるときは、書面で開催できるものとする。

第15条（幹事会）

幹事会は会長・副会長および企画幹事をもって構成し、会則変更案の検討と事業の立案、入会者の承認のほか、運営にあたっての全般的な検討を行う。

第16条（企画委員会）

企画委員会は企画幹事をもって構成し、第12条3項に記す職務を行う。

[第6章 会則の変更]

第17条（会則の変更）

会則の変更は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

この会則に定めない事項については幹事会の決議により別に定めることができる。

2. 本会則は1989年3月14日より施行する。

改正 2008年4月1日

改正 2024年4月1日